

新座市建設工事等指名競争入札《電子入札方式》参加者心得

(平成21年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る調査、設計及び測量の業務委託並びに土木施設の維持管理の業務委託に係る指名競争入札について、埼玉県電子入札共同システム（新座市電子入札運用基準（平成21年4月1日市長決裁）に規定する埼玉県電子入札共同システムをいう。）（以下「電子入札システム」という。）による電子入札に参加することとされた者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(指名の通知)

第2条 入札参加者への指名の通知は、電子入札システムにより指名通知書を入札参加者に送付して行う。ただし、電子入札システムにより指名通知書を入札参加者に送付することができない場合は、書面の指名通知書を郵送して行うものとする。

2 入札に付する事項、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項は、指名通知書のほか、電子入札システムに掲載するものとする。

(指名の取消し)

第3条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11第1項において準用する施行令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項の申出を受けたときは、その者の入札参加の指名を取り消すものとする。

第4条 入札参加者が、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消すものとする。

第5条 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、新座市の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成21年4月9日市長決裁）による入札参加停止措置又は新座市の契約に係る暴力団排除措置要領（平成21年6月1日市長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けた場合は、その指名を取り消すものとする。

(設計図書の配布)

第6条 入札参加者への設計書、設計図面、共通仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書」という。）の配布は、原則として、入札参加者が電子入札システムから設計図書をダウンロードすることにより行うものとする。

2 入札参加者は、電子入札システムから設計図書をダウンロードすることができない場合は、電子媒体を契約事務担当課に持参することで、電子ファイルの交付を受けることができる。

(設計図書に対する質問等)

第7条 配布された設計図書に対する質問は、指名通知書（第2条第2項の規定により電子入札システムに掲載する事項を含む。以下同じ。）に記載された期日までに、電子入札システムにより行うものとし、回答は、指名通知書に記載された期日に、電子入札システムにより行う。

（現場説明）

第8条 現場説明会は、原則として行わないものとする。

（入札心得等の熟知）

第9条 入札参加者は、この心得のほか、新座市契約規則（昭和50年新座市規則第15号。以下「契約規則」という。）、新座市建設工事等指名競争入札実施要領（平成22年9月3日市長決裁）、契約基準約款、設計図書（質問及び回答書を含む。）及び指名通知書の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。

（入札書等の提出）

第10条 入札参加者は、指名通知書に定めるところにより、入札書、工事費等内訳書及び指名通知書において指定した書類（以下「入札書等」という。）を、指名通知書に定めた期間内に、電子入札システムにより提出しなければならない。

2 入札書等は、電子入札システムのサーバーへの記録がされた時に本市に提出されたものとする。

3 入札参加者は、やむを得ない理由があるときは、書面により入札書等を提出することができる。この場合において、入札参加者は、入札書の提出期限の前日（閉庁日を除く。）までに、紙入札方式参加申請書を提出し、発注機関の長の承認を受けなければならない。

4 第2条第1項ただし書の規定により書面による指名の通知を受けた入札参加者は、書面により入札書等を提出しなければならない。この場合において、入札参加者は、入札書の提出期限の前日（閉庁日を除く。）までに、紙入札方式参加申請書を提出し、発注機関の長の承認を受けなければならない。

5 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

（書面による入札書等の提出の手続）

第11条 前条第3項又は第4項の規定により書面により入札書等を提出しようとするときは、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 指名通知書に定めた入札書等の提出期間内に、契約事務担当課に封かんした入札書等を直接持参する方法

(2) 指名通知書に定めた入札書等の提出期間内に契約事務担当課に到達するように、封かんした入札書等を、書留、簡易書留、特定記録郵便又はレターパックのいずれかの郵送方法で提出する方法

（工事費等内訳書の作成）

第12条 工事費等内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と入札書の入札金額（以下「入札価格」という。）は、原則として一致しなければならない。ただし、内訳書価格と入札金額の差額が1万円未満の当該入札書は、有効として扱うものとする。また、積算価格の値引きは、原則として認めないこととする。

2 前項の工事費等内訳書は、市の指定する様式により作成しなければならない。

3 工事費等内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

(入札保証金の納付等)

第13条 入札参加者は、契約規則に定めるところにより、入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。ただし、指名通知書に定めるところにより入札保証金を免除される者については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により入札保証金を免除された者が落札者になった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収することがある。

(入札書等の書換え等の禁止)

第14条 入札者は、提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札の辞退)

第15条 入札参加者は、入札書の提出前は、いつでも入札を辞退することができる。

2 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、指名通知書に定めた入札書等の提出期間内に電子入札システムにより入札辞退届を提出するものとする。ただし、第2条第1項ただし書の規定により書面の指名通知書を受領した入札参加者にあつては、入札辞退届を直接持参又は郵送（郵送については入札書等の提出期間内に到着するものに限る。）により契約事務担当課あてに提出するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、入札参加者は、入札書の提出後にやむを得ない事由が生じたときは、開札前まで辞退することができる。

4 前項に定めるところにより入札参加者が入札を辞退するときは、入札辞退届を直接持参又は郵送（郵送については開札日の前日までに到着するものに限る。）により契約事務担当課あてに提出するものとする。

5 入札書の提出後の辞退にやむを得ない事由があると認められないときは、入札辞退届を受理しない。

6 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

第16条 受領した入札書の数が2に満たない場合は、当該入札を取りやめる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときその他必要があると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

3 入札参加者による連合、入札の妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第17条 開札は、指名通知書に示す日時及び場所において、電子入札システムにより行う。ただし、第10条第3項又は第4項の規定により書面により入札書等を提出した入札参加者がいる場合は、入札執行者は、開会を宣言した後、紙媒体の入札書を開封してその内容を電子入札システムに登録し、その後に登録された入札書と電子入札システムにより提出された入札書を一括して開札するものとする。

2 開札は、公開とし、入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。

3 第1項ただし書の規定による場合その他発注機関の長が入札事務の公正かつ適正な執行に支障が生じるおそれがあると認める場合は、入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときに、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

4 開札執行回数は、1回とし、予定価格の制限範囲内の入札がないときも、同様とする。
(入札の無効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札
- (5) 市の指定する工事費等内訳書又は指名通知書において指定した書類を提出しない者がした入札
- (6) 不備な工事費等内訳書を提出した者がした入札
- (7) 工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札（工事費等内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差額が1万円未満の場合を除く。）
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 入札後に辞退を申し出て、その申出を入札執行者に受理された者がした入札
- (10) 紙入札による場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札
 - ア 記名押印を欠くもの
 - イ 金額を訂正したもの
 - ウ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - エ 押印された印影が明らかでないもの
 - オ 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
 - カ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - キ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - ク 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (11) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札
(落札者及び落札価格の決定)

第19条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によってはその者による当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格をあらかじめ設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(くじによる落札者の決定)

第20条 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札参加者があらかじめ入札書に記入した任意の数値を用いて電子入札システムの電子くじを実施して、落札者を決定する。この場合において、第13条第3項又は第4項の規定により書面により入札書等を提出した入札参加者がいる場合は、入札執行者は、当該入札参加者

が入札書に電子くじ入力番号として記入した任意の数値（当該数値の記入がなかった場合は、入札額の上位3桁の数値）を電子入札システムに入力して行うものとする。

（落札者決定の通知）

第21条 入札執行者は、落札者が決定したときは、その旨を電子入札システムにより入札参加者に通知する。また、落札者に対し、直ちにその旨を口頭又は電話により伝え、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

（入札結果等の公表）

第22条 落札者の決定後は、速やかに、建設工事等に係る入札及び契約の情報に関する公表要領（平成13年3月30日市長決裁）第5条の規定に基づき、入札結果等を閲覧に供するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

（契約書等の提出）

第23条 落札者は、交付された契約書に記名押印の上、契約書に定める保証を付して、落札決定の日から10日以内で指定された日までに契約事務担当課に提出しなければならない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（契約の確定）

第24条 契約は、発注機関の長と落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

（議会の議決を要する契約）

第25条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年新座市条例第18号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない建設工事又は製造の請負契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付記した仮契約書を取り交わすものとする。

（異議の申立て）

第26条 入札参加者は、開札後、この心得、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。郵便事故等により入札書等が開札場所に到達しなかった場合についても同様とする。

（談合情報があった場合の対応）

第27条 談合情報があった場合は、原則として新座市談合情報対応マニュアル（平成15年10月9日市長決裁）により対応する。

2 談合情報により入札参加者からの事情聴取の必要が生じたときは、開札日を延期し、入札書提出期限後に事情聴取を行うものとする。この場合において、事情聴取の際に工事費等内訳書のすべてを提出するものとする。

（経営事項審査の受審の確認）

第28条 発注機関の長は、当該入札が建設工事に係るものである場合は、契約の相手方が契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受審しているか確認を行うものとする。ただし、当該建設工事の請負代金額が建築一式工事にあつては1,500万円未満、それ以外の工事にあつては500万円未満の場合は、この限りでない。

（公正な入札の確保）

第29条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

（指名競争入札への市民の監視）

第30条 新座市は、指名競争入札のより透明で競争性の高い環境を整備するため、入札に係る各種情報を公開している。入札参加者は、この趣旨を十分認識し、公正かつ責任ある態度で入札に参加しなければならない。

附 則

この心得は、平成21年4月1日から実施する。

附 則（平成21年4月9日決裁）

この心得は、平成21年4月10日から実施する。

附 則（平成21年6月1日決裁）

この心得は、平成21年6月1日から実施する。

附 則（平成22年9月3日決裁）

1 この心得は、平成22年9月3日から実施する。

2 前項の規定にかかわらず、この心得の実施の日までに指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月2日決裁）

1 この心得は、平成24年4月2日から実施する。

2 前項の規定にかかわらず、この心得の実施の日までに指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月27日決裁）

この心得は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成29年12月28日決裁）

この心得は、平成30年1月1日から実施する。

附 則（令和元年9月27日市長決裁）

1 この心得は、令和元年10月1日から実施する。

2 改正後の新座市建設工事等指名競争入札《電子入札方式》参加者心得の規定は、この心得の実施の日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用し、同日前に指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則（令和2年8月27日決裁）

1 この心得は、令和2年9月1日から実施する。

2 改正後の新座市建設工事等指名競争入札《電子入札方式》参加者心得の規定は、この心得の実施の日以後に指名通知を行う指名競争入札から適用し、同日前に指名通知を行った指名競争入札については、なお従前の例による。